

令和 8 年度 商品中古自動車の自動車税減免申請について

4月1日現在において、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車で、一定の要件を満たすものは、申請により自動車税の一部について減免を受けることができます。

減免対象となる商品中古自動車の要件

- ① 令和8年4月1日午前0時現在、中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車で、一般財団法人日本自動車査定協会により、商品中古自動車であることが証明されていること。
- ② 令和8年4月1日午前0時現在、自動車検査証の所有者、使用者及び古物商許可証の名義が申請者と同一であること。
- ③ **新規登録(新車・中古車とも)により取得した自動車ではないこと。**

注意 1

直近の登録事由が変更登録などの場合であっても、申請者が新規登録(新車・中古車とも)により取得した自動車、代車、社用車、レンタカー、積載車及び軽自動車は減免対象外です。

注意 2

法人名義の古物商許可証で、法人の代表者個人名義の自動車は減免対象外です。(②非該当)

減免対象となる商品中古自動車販売業者の要件

- ① 古物営業法第3条の規定による古物の営業の許可を受けていること。
- ② 申請名義人に納税義務があるすべての自動車(減免申請対象車以外も含む。)の自動車税及びこれにかかる延滞金に滞納がないこと。
- ③ 申請名義人に納税義務があるすべての自動車(減免申請対象車以外も含む。)の令和8年度自動車税を納期限(令和8年6月1日)内に完納していること。

注意

申請期限(令和8年6月1日)までに抹消登録された自動車でも納期限(令和8年6月1日)までに令和8年度分の年税額又は抹消登録月までの月割額について納付が必要です。

(6月以降に抹消登録する自動車は年税額の納付が必要です。申請時点で5月抹消予定のものも一旦年税額を納付しておく方が確実です。)

*例年、期限後納付や転売済み自動車に係る納付忘れ等のため、減免を受けていただけない場合があります。令和8年度申請名義人に納税義務があるすべての自動車について納期限前に再度未納がないかの確認をお願いします。

- ④ 地方税に関する法令の規定に基づき罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法第22条の28の規定により通告処分(科料に相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けた者にあつては、それぞれその刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して3年を経過していること。

減免額(還付する額)

年税額の最大1/2分の3相当の額(減免額は8月に還付を予定しています。)

※ 申請期限までに抹消登録された場合は、その月までの月割額が減免額となります。ただし、令和8年6月1日までに、令和8年度分の年税額又は抹消登録月までの月割額について納付が必要です。(抹消登録が令和8年6月以降の場合は、令和8年6月1日までに年税額の納付が必要です。)

申請手続き

- 1 申請受付期間 令和8年5月1日(金)から 6月1日(月)まで
- 2 申請書受付場所 一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所(京都自動車会館3階)
- 3 必要書類 ※添付書類は、1台ごとに、申請書の連番順にまとめてください。

① 商品中古自動車証明申請書及び商品中古自動車の自動車税減免申請書

・申請用紙(証明及び減免申請書の複写様式の紙ベース)は、一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所又は京都府府税事務所自動車税管理事務所にあります。

また、同査定協会京都府支所HP及び京都府HPに**申請用紙の電子データ**を掲載しております。
登録番号等、必要事項を入力後、プリントアウトしてご提出ください。

② 自動車検査証記録事項の写し(電子検査証の場合)又は自動車検査証の写し(登録事項等証明書は不可)

※電子車検証の写しは不可

・令和5年1月以降に交付される電子車検証は表示項目が限定されるため、従前と同様の記載内容の自動車検査証記録事項(電子車検証のICタグを専用アプリで読み取れば個別に印刷可能)を添付してください。

③ 古物商許可証の写し(古物行商許可証及び行商従業者証は不可)

・住所や氏名等を変更されている場合は手帳の異動事項欄の写しも必要です。
・減免申請日現在、古物営業許可が失効している場合、減免は受けられません。

④ 古物台帳の写し(又はパソコン受入帳等の写し)(申請車両の記入されているページ)

4 その他

- ① 4月1日以後申請日までに廃車等された場合は、当該事項を証する書類を提出してください。
- ② 証明手数料は、**自動車1台につき550円(消費税込)**です。
- ③ 自動車税減免申請書は、一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所から京都府府税事務所自動車税管理事務所に提出されます。
- ④ 申請書の「申請者控用」については、一般財団法人日本自動車査定協会京都府支所でお渡しします。

減免申請手続きのお問い合わせ

一般財団法人 日本自動車査定協会京都府支所 ☎(075)671-3111
〒612-8418 京都市伏見区竹田向代町51-5(京都自動車会館3階)

減免制度のお問い合わせ

京都府府税事務所自動車税管理事務所 課税担当 ☎(075)672-6155
〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町49-4 京都府自動車整備商工組合教育センター3階

よくある質問

Q 納期限内納付の要件があると聞きましたが、どのような点に注意する必要がありますか？

A ・納期内納付の要件は、減免申請者が納税義務者となっているすべての自動車税が対象です。
減免申請自動車以外の自動車分の納付忘れ、減免申請年度の4月1日以降に転売した自動車分の年税額が納付されていない、キャッシュレス(クレジットカード、スマートフォン決済アプリ等)納付における操作ミス等により納付が完了していないなど、期限後納付又は納期限を過ぎて未納となった自動車があった場合は、減免を受けていただくことはできません。(1台でも納期限内納付ができていない自動車があると、減免申請した全ての自動車の減免が受けられなくなります。)

また、4月又は5月に抹消登録した自動車は、抹消減額後の税額のみ納付でもかまいませんが、必ず、納期限(令和8年度は令和8年6月1日)までに納付してください。抹消減額後の税額分の納付書が必要な場合は、自動車税管理事務所までご連絡ください。

納税義務のあるすべての自動車について、納期限前に未納がないかどうか確認願います。